令和６年度湯沢町による障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

１　目的

本方針は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第９条の規定に基づき、障がい者就労施設等（法第２条第４項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ）で就労する障がい者等の自立の促進に資するため、湯沢町（以下「町」という。）が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に際し、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ることを目的とする。

２　適用範囲

この方針の適用範囲は、町の全組織とする。

３　対象施設

対象となる障がい者就労施設等は以下のとおりとする。

（１）「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく事業所等

ア　障害者支援施設（生活介護、就労移行支援及び就労継続支援を行う入所施設）

イ　地域活動支援センター

ウ　生活介護事業所

エ　就労移行支援事業所

オ　就労継続支援事業所（Ａ型及びＢ型）

（２）「障害者基本法」（昭和45年法律第84号）第18条第3項に基づき国、地方公共団体の助成を受けている小規模作業所

（３）法第２条第２項第３号の政令で定める事業所

ア　「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ　重度障がい者多数雇用事業所（以下の①～③を全て満たすもの）

①　障がい者の雇用者数が５人以上

②　障がい者の割合が従業員の20％以上

③　雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30％以上

（４）障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等

ア　自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）

イ　在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

４　対象物品等

調達する物品等については以下のとおりとする。ただし、以下に記載がないものであっても、町が調達可能な物品等があれば対象物品とする。

（１） 物品

トイレットペーパー

（２） 役務

庁舎前庭花植栽等

５　調達の目標

（１）障がい者就労施設等からの物品等の調達については、予算の適正な執行、契約における経済性、公正性及び競争性に留意し、前年度の実績を上回ることを目標とする。

（２）調達の対象となる物品等は、障がい者就労施設等が供給する物品及び役務とする。

６　調達の推進方法

（１）障がい者就労施設等から提供可能な物品等については、当該施設等からの情報をもとに、福祉介護課が各課に対して情報提供を行う。

（２）障がい者総合支援法に基づく事業所等に係る物品等の受発注調整にあたっては、県内の事業所で作る共同受注窓口を積極的に活用し、発注推進を図るものとする。

７　調達実績の公表

町は、法第９条第５項の規定に基づき、会計年度の終了後、遅滞なく、障がい者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、町ホームページ等により公表する。

８　その他

障がい者の自立の促進に寄与するため、町が直接発注する物品・役務に限らず、庁舎やイベント等における自主製品の販売の場の提供など、可能な範囲で障がい者就労施設等からの物品等の調達拡大が図られるよう支援を行うものとする。

令和５年度　実績

あさひばら　委託等

内容	金額	担当課
布場地内町有地清掃作業委託	51,397 円	防災管財課
役場庁舎前庭花植栽等業務委託	352,140 円	防災管財課
花苗購入代	75,000 円	教育課
花苗購入代	79,200 円	教育課
旭原花の郷トイレ雪囲い作業委託	74,800 円	環境農林課
旭原花の郷施設管理委託	418,000 円	環境農林課
旭原花の郷除草等作業委託	297,000 円	環境農林課
旭原花の郷コスモス播種委託	471,900 円	環境農林課
旭原花の郷菜の花播種委託	793,650 円	環境農林課
合計	2,613,087 円	

特定非営利活動法人支援センターあんしん　物品

内容	金額	担当課
トイレットペーパー（役場庁舎）	88,200 円	防災管財課
トイレットペーパー	14,700 円	環境農林課
トイレットペーパー（都市公園）	156,800 円	建設課
合計	259,700 円	